

被保険者・被扶養者 各位

塩野義健康保険組合

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行となり、40 歳以上 75 歳未満の被保険者、被扶養者の方は、年 1 回健康診断を受けていただき、その結果が国のメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）基準に該当または予備群と判定された方には、そのリスク度に応じた保健指導を実施して改善を図ることが医療保険者（健保組合等）に義務付けられています。

そのため、対象となる被保険者・被扶養者の方は全員が特定健診を受けていただく必要がありますし、その結果、保健指導の対象になられた方は改善のための取組みにも参加をいただくことになります。

ついては、当健保組合における実施内容（概要）を添付の実施要綱のとおりお知らせいたしますので、ご確認下さい。

なお、特定健診の対象者は 40 歳以上ですが、当健保組合では従来どおり 35 歳以上 40 歳未満の被保険者（従業員）には「成人病健診」を、また扶養配偶者の方には年齢に関係なく「配偶者健診」を実施しています。

当案内に関する不明な点などがありましたら、下記の連絡先まで問合わせ下さい。

【問い合わせ先】〒541-0045

大阪市中央区道修町 4-7-6 シオノギ道修町ビル 4 階

塩野義健康保険組合（担当；稲垣）

電 話；06-6209-6917

F A X；06-6227-1810

特定健診・保健指導の実施要綱

被保険者（従業員）の場合

- (対象者) 40歳以上、75歳未満の従業員（当健保組合の被保険者）
※法定の特定健診対象者は40歳以上ですが、当健保組合は35歳以上の方についても従来どおり成人病健診として実施します。
- (健診場所) 在籍されている事業所（近畿健康管理センターに委託）にて受診下さい。
※健診の案内は、各事業所の健康管理担当・診療所より行います。
ただし、事業所での受診ができない分室等の方は、事業所・健康管理からの案内に基づいて外部健診（医療）機関で受診下さい。
- (健診項目) 特定健診の検査項目は、別表（被保険者欄）のとおりです。
- (健診期間) 事業主が行う法定健診と同時に実施しますので、各事業所・健康管理（診療所）から指示された期間中に受診下さい。
- (結果通知) 健診業務の委託機関（近畿健康管理センター）において、メタボ判定基準による「基準該当」「予備群該当」「非該当」「判定不能」の区分と、そのリスク度に応じた階層化を行って事業所の診療所より健診結果とともに、保健指導の該当者にはその旨通知します。
- (保健指導) 積極的支援、動機付け支援に該当された場合、事業所診療所と連携して特定保健指導の対象者を選定し、特定保健指導の受講案内をします。
当健保組合の特定保健指導は、コナミスポーツ&ライフまたはセイコーエプソンのいずれかの業者に選定・委託して実施します。
- (健診結果・データの提出)
上記健診項目の結果・データ等については、近畿健康管理センター（個人情報守秘契約締結済み）が作成し、事業所・診療所と当健保組合で保管し、5年間保存（法定）します。
- (個人情報の保護について)
健保組合が公開しております「個人情報保護ポリシー」、「個人情報保護の取り組みについて」に従い、従来のレセプト情報同様、被扶養者の健診結果データを含めて守秘度「高レベル」情報として取り扱いをいたします。

被扶養者（ご家族）の場合

（対象者）40歳以上、75歳未満の当健保組合の被扶養者

※特定健診の対象者は40歳以上ですが、当健保組合の配偶者の方には従来どおり全年齢対象の配偶者健診を実施します。

（受診期間；イーウェル社が提携する医療機関で受診ができる期間）

6月15日から12月31日まで

※健保組合の資格を喪失される方は喪失日までの期間となります。

（申込期間；イーウェル社へ受診券発行を依頼できる期間）

6月1日から11月30日まで

※申込期限を過ぎるとイーウェル社での受診券発行の取扱いができません。

（健診機関の選定と健診申込方法）

- ①イーウェル社が提携する全国の医療機関の中から、利便性等がよいところを選択して、ご自分で受診予約をして下さい。
- ②受診には受診券が必要ですから、ご自分で受診予約をされたら、直ちにイーウェル社へ連絡し、受診券の発行を受けて下さい。
- ③提携の医療機関リストは、毎年5月に対象者の自宅へ送付します「健康診断のご案内」（冊子）またはイーウェル社の情報提供WEB（KENPOS）に掲載されておりますので、こちらでご確認下さい。

（健診項目）特定健診の検査項目は、別表（被扶養者欄）のとおりです。

（健診結果）ご自分が受診された医療機関・検診機関で十分な説明を受けて下さい。

ただし、健診結果データは、健保組合でも管理が必要になりますので、医療機関からイーウェル社経由で健保組合に提供されます。

（健診費用）上記の健診項目については医療機関からイーウェル社へ請求されますので、

ご自分でお支払いただく必要はありません。

※リスト掲載以外の医療機関で受診される場合は、自己負担後、事後精算も可能ですから詳しくは「健康診断のご案内」（冊子）で確認下さい。

（保健指導）健保組合では、提出いただく健診結果をもとにメタボ判定基準による「基準該当」

「予備群該当」「非該当」「判定不能」を区分し、リスク度に応じて階層化を行い、「動機付け支援」、「積極的支援」の保健指導に該当される方にはその旨を通知します。保健指導は、積極的支援、動機付け支援とも外部の保健指導機関に委託して実施します。

詳しい内容については、該当される方へお送りします案内に記載します。

別表

特定健診の検診項目と塩野義健康保険組合の付加検診項目

区分	被保険者（従業員）	被扶養者
<p>特定健診必須検査項目 （被保険者、被扶養者共通項目）</p> <p>被保険者の場合、[] の検査項目は労働安全衛生法の必須項目と重複します。</p>	<p>【問診】①糖尿病・高血圧症・脂質異常症に係る治療薬の服薬の有無*、②喫煙歴*</p> <p>【診察】理学所見（既往歴、自覚症状、他覚症状）</p> <p>【測定】①〔身長〕、②〔体重〕、③〔BMI〕、④〔腹囲〕、⑤〔血圧〕、⑥〔心電図*▲〕</p> <p>【血液検査】①〔中性脂肪〕、②〔HDL コレステロール〕、③〔LDL コレステロール〕、④〔AST (GOT)〕、⑤〔ALT (GPT)〕、⑥〔GOT (γ-GTP)〕、⑦〔空腹時血糖※〕、⑧〔HbA1C※〕、⑨〔赤血球数〕、⑩〔血色素量〕、⑪ヘマトクリット値、</p> <p>※⑨空腹時血糖、⑩HbA1C はいずれか一方でよいことになっていますが、当健保組合では両方の検査を実施します。</p> <p>【尿検査】①尿糖、②尿蛋白</p> <p>【眼底検査】*▲</p>	
<p>当健保組合が付加する検査項目</p> <p>被保険者の場合、[] の検査項目は労働安全衛生法の必須項目と重複します。</p>	<p>【測定】①〔聴力；オージオメーター〕、②〔視力〕</p> <p>【血液検査】①総コレステロール、②LDH、③ALP、④総ビリルビン、⑤総蛋白、⑥尿素窒素（BUN）、⑦尿酸、⑧白血球数、⑨血小板数、⑩全血比重、⑪血清クレアチニン、⑫BNP、⑬PSA（50才以上）</p> <p>【尿検査】①ウロビリノーゲン、②尿潜血</p> <p>【一般・がん検診】</p> <p>①〔胸部X線検査〕、②胃部X線検査*、③腹部超音波検査*、④便潜血検査（2回法）*</p> <p>【婦人科健診】①子宮がん、②乳がん（マンモまたは乳房エコー）</p>	<p>【測定】①〔聴力；オージオメーター〕、②〔視力〕</p> <p>【血液検査】①赤血球色素量、②赤血球色素濃度、③赤血球容積、④総蛋白、⑤尿素窒素（BUN）、⑥尿酸、⑦白血球数、⑧血小板数、⑨血清クレアチニン、</p> <p>【尿検査】①ウロビリノーゲン、②尿潜血</p> <p>【一般・がん検診】</p> <p>①胸部X線検査（直接）、②胃部X線検査（直接）、③腹部超音波検査、④便潜血検査（2回法）</p> <p>【婦人科健診】①子宮がん、②乳がん（マンモまたは乳房エコー）</p>

注）上表中、*印の検診項目は、35歳未満の人は対象外です。（被扶養者は年齢制限がありません）

▲の検査項目は、医師の指示により実施する項目です。